

令和7年度第1回袖ヶ浦市運賃協議分科会 会議録要旨

1 開催日時 令和7年5月22日（木） 午後3時15分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3-3議室

3 出席委員

会 長	千田 和也	委 員	佐藤 弘之
委 員	竹内 良雄	委 員	渡辺 正美
委 員	露崎 好美	委 員	福浪 新一
委 員	野村 忠弘		

（代理出席）

委 員	星野 照美 代理 鈴木 利和
-----	----------------

4 出席職員

企画政策部次長兼企画政策課長	森 和博
企画政策部企画政策課 副参事	地曳 雅樹
企画政策部企画政策課 副主査	立石 憲吾
企画政策部企画政策課 副主査	戸田 直斗

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	0人

6 議 題

「チョイソコがうら」運賃の変更について

7 議 事

事務局 (地曳副参事)	慌ただしい日程の中、本会議の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。 皆様お集まりですので、ただ今から、令和7年度 第1回 袖ヶ浦市運賃協議分科会を開催いたします。 会議に入ります前に、本日の出席者数について報告いたします。 本日の出席者は、8名でございます。 全委員の出席をいただいておりますので、協議会規約第8条の規定により会議は成立いたします。 なお、所要のため、星野委員の代理で鈴木様にご出席いただいておりますので、ご報告いたします。 次に、配布いたしました資料を確認させていただきます。 机の上に配布させていただきました、「委員名簿」、「座席表」、「会議次第」、「会議資料」の以上4点でございます。 以上でございますが、資料の配布もれはございませんでしょうか。 次に、会議開催にあたりまして、千田会長よりごあいさつを申し上げます。 (会長あいさつ)
事務局 (地曳副参事)	次に、委員のご紹介をさせていただくところでございますが、先ほどの袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会にてご紹介させていただきましたので省略させていただきます。 議事に入ります前に、本会議の公開について説明させていただきます。 本会議においても袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会と同様に、会議録につきましては、発言者の氏名を記載し、要点筆記により調製のうえ公開してまいりますのでご了承願います。 それでは、協議会規約第9条第4項の規程により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これからの議事進行を千田会長にお願いしたいと存じます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。
議長 (千田会長)	それでは、規約によりまして、私が議長の役目を務めさせていただきます。 ご協力の程よろしくお願いいたします。 本日の議題「チョイソコがうら」運賃の変更について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (戸田副主査)	(事務局より、資料に基づき説明)

議長 (千田会長)	ありがとうございました。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。
福浪委員	変更案の適用は7月からということで良いか。
事務局 (戸田副主査)	その通りです。
福浪委員	届出を行う際には、見え消し部分を削除した形で記載されるようなイメージで良いか。
事務局 (戸田副主査)	ご認識の通りです。
福浪委員	これまでもこのような表を用いていたのか。
事務局 (戸田副主査)	これまでも、別紙においてこのような表を用いて記載していました。
議長 (千田会長)	他に、ご質問、ご意見はございませんか。 質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。 「チョイソコがうら」運賃の変更について、承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 (千田会長)	出席者全員の挙手をいただきましたので、承認といたします。 次に、次第5「その他」ですが、まず、委員の皆様から何かあればお願いします。 (質疑なし)
議長 (千田会長)	質疑が無いようですので、次第5「その他」を終了いたします。 以上で、本日議題は全て終了しました。 只今ご承認いただきました内容は、この後の袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会において、私からご報告させていただきます。 ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局 (地曳副参事)	委員の皆様におかれましては、ご審議等を頂きましてありがとうございます。 以上をもちまして、令和7年度第1回袖ヶ浦市運賃協議分科会を閉会といたします。
------------------------	--

令和7年度 第1回袖ヶ浦市運賃協議分科会
会 議 次 第

日 時：令和7年5月22日(木)午後

場 所：袖ヶ浦市役所北庁舎3階会議室3-3

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

「チョイソコがうら」運賃の変更について

5 そ の 他

6 閉 会

「チョイソコがうら」運賃の変更について

1. 運賃の変更について

(1) 道路運送法に基づく手続き

令和5年10月に改正された道路運送法第9条5項の規定では、一般乗合旅客自動車運送事業にかかる運賃を協議する際、事前に住民や利害関係者等の意見を反映させるために事前の意見広聴の実施が必要とされている。

また、同法第9条4項では、市、一般乗合旅客運送事業者、運輸局、住民代表から構成する運賃協議会において協議が調えば、国土交通大臣に届出することができる。⇒3ページの証明書により届出を行う。

(2) 変更しようとする理由

令和7年度第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会において協議を行った「チョイソコがうら」の運行計画変更（乗り継ぎの廃止）に伴い、運賃についても変更が必要となったもの。

(3) 変更（案）

令和7年7月から以下見え消し部分を削除し運用したい。

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	600円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	600円	300円

~~※エリア間の移動時は指定の乗換場所で車両を乗り換える。~~

~~※1乗車につき300円~~

~~-(例)- エリア間の移動時~~

~~⇒最初の乗車時に300円、乗り換えた車両でも300円を支払う。~~

※介助者については、会員登録を不要とするが運賃は発生する。

※未就学児とその保護者が同乗する場合は、未就学児の運賃は無料とする。

2. 事前に行った意見広聴の結果

(1) 広聴概要

道路運送法第9条5項の規定により、以下の通り意見の募集を行った。

- ① 意見の募集期間 令和7年5月12日（月）～令和7年5月21日（水）
- ② 周知方法 市ホームページ
- ③ 資料の閲覧場所 市ホームページ、市役所、各公民館（事前連絡による）
- ④ 意見の提出方法 郵送またはメール

(2) 結果概要

意見募集を行ったところ、次のとおり意見の提出があった。

- ① 提出者数 1人
- ② 意見数 5件
- ③ 意見の分類

意見区分		件数
A	チョイソコがうらの運賃に関すること	4件
B	チョイソコがうらの運賃以外に関すること	1件
C	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	0件

(3) 提出された意見

No	意見の概要	意見区分
1	エリアA地区、エリアB地区という地域を分けない。	B
2	市内全域を統一運賃とする。	A
3	運賃を距離により決めないで一律300円とする。 その上で、統一運賃の300円は協議分科会にて変更しても良い。	A
4	要支援、要介護認定者は無料とする。	A
5	介助者の運賃は、無料とする。	A

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年5月22日に開催した令和7年度第1回袖ヶ浦市運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・ 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
○○○○
- ・ 運賃を適用する路線又は営業区域
○○○○
- ・ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
○○○○
- ・ 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
○○○○

令和7年○○月○○日
袖ヶ浦市運賃協議分科会
会長 千田 和也